

【回答用紙】

「愛媛大学城北キャンパス臨時駐車許可証の取扱い基準」及び
「学生団体による施設使用の取扱い基準」の改善に関する意見

○「愛媛大学城北キャンパス臨時駐車許可証の取扱い基準」について

①現在の基準における「許可証申請事由」は適切ですか？

・はい ・いいえ ()

②現在の基準における「申請書に記載する事項」は適切ですか？

・はい ・いいえ ()

③その他

()

○「学生団体による施設使用の取扱い基準」について

④現在の基準における「貸出し対象施設」は適切ですか？

・はい ・いいえ ()

⑤現在の「審査基準」は適切ですか？

・はい ・いいえ ()

⑥その他

()

重複提出を避けるため、以下に学生証番号をご記入ください。また、サークルに所属されている方は、差し支えなければ、所属サークル名をご記入ください。

学生証番号 _____

所属サークル _____

本用紙は直接事務室前の専用BOXにご提出いただくか、FAXにてご提出ください。また、愛媛SCのHPに掲載したフォームに入力していただいても結構です。学生の皆さんからの積極的なご意見を期待します。

FAX 番号：089-923-8479

愛媛 SC： <https://www.sc.ouj.ac.jp/center/ehime/>

※「愛媛学習センターからのお知らせ」に掲載したフォームをご利用ください。

提出期限：2019年1月15日（火）

学生団体による施設使用の取扱い基準

平成30年10月1日制定

平成31年 4月1日改正

放送大学愛媛学習センター（以下「センター」という。）が所有する施設の、学生団体（愛媛学習センターに所属する学生団体および同窓会）による使用については、以下の基準により取り扱う。

1. 対象施設

次に掲げる施設を学生団体による使用の対象とする。

講義室1, 講義室2, 講義室3, 講義室4, 多目的室, 教材準備室, 会議室

2. 申請方法

指定の様式により、使用施設、使用目的、使用日時、使用責任者、使用人数を明記の上

(1) 使用希望日の3か月前から3日前までの間に申請すること

(2) 使用目的は申請学生団体の活動に限定し、具体的に記述すること

3. 審査の基準

学生団体から申請のあった施設使用は、次に掲げる条件を全て満たす場合に許可する。

(1) センターの運営に支障のないこと

試験、面接授業、公開講演会等のセンター行事に使用する期間（準備期間を含む。）を実施する日は、当該行事に使用する施設（参加者のための控室を含む。）以外の施設であっても、当該施設を控室等として使用する場合は学生団体による使用を認めない。なお、参加者のための控室のうち、面接授業によるものは、1室とする。ことがある。この場合において、当該施設を控室等とする基準は、面接授業を実施する場合にあっては次のとおりとする。

~~① 受講登録者の合計人数が15人以下 1部屋~~

~~② 受講登録者の合計人数が16人以上 2部屋~~

(2) 申請内容が学生団体の活動として妥当であること

(3) 当該学期に4で示す注意事項に違反が無いこと

(4) 同一日時、同一施設の使用申請が他の学生団体から行われていないこと

(先着順)

(5) 使用許可後でもセンターの都合でこれを取消すことがある事を予め了承すること

4. 注意事項

(1) 使用時間を厳守すること

(2) 使用後は使用前の状態に戻すこと（必要に応じて「雑巾がけ」等の清掃を行うこと）

(3) 火災、備品の毀損に留意すること（損害賠償の対象となることがある）

附 則

本基準は、平成30年10月1日から適用する。

附 則

本基準は、平成31年4月1日から適用する。